

○座間市指定地域密着型サービス事業所の移転に関する要綱

令和6年9月5日告示第141号

(趣旨)

第1条 この告示は、座間市介護保険サービス事業者の指定等に関する規則（令和5年座間市規則第59号）第3条の2第1項ただし書に規定する事前協議等について、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者（夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護を実施する者を除く。）の事業所（以下「事業所」という。）の移転に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移転 事業所の位置を移し、住所を変更することをいう。
- (2) 開設 移転し、その移転先建物の使用を始めることをいう。

(移転)

第3条 市長は、既に事業所が所在する日常生活圏域と同一の日常生活圏域内に限り移転を認めるものとする。

- 2 既に事業所が所在する日常生活圏域を超える移転は、公募がある場合に応募し、選定される必要があるものとする。ただし、法第117条の規定により定めた介護保険事業計画において、随時受付としているサービス種別については、この限りでない。
- 3 移転の条件の詳細は、別途市長が定めるものとする。

(移転事前協議)

第4条 移転を希望する事業所の事業者（以下「事前協議者」という。）は、開設の前々年度の5月1日までに、市長に対し、座間市指定地域密着型サービス事業所の移転事前協議書（第1号様式）を提出しなければならない。

(移転事前協議の終了)

第5条 市長は、事前協議が終了したときは、座間市指定地域密着型サービス事業所の移転事前協議済書（第2号様式）を事前協議者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた事前協議者は、別途市長が定める指定継続の条件を満たし、移転手続を進めなければならない。

(再協議)

第6条 前条第1項の規定により通知を受けてから、当該通知に係る事前協議の内容に変更が生じた事前協議者は、遅滞なく市長に座間市指定地域密着型サービス事業所の移転事前協議内容変更申出書（第3号様式）を提出しなければならない。

- 2 前条の規定は、前項の規定による再協議が終了したときについて準用する。

(事前協議の取下げ)

第7条 事前協議者は、事前協議の提出後に事前協議を取り下げる場合は、座間市指定地域密着型サービス事業所の移転事前協議取下げ書（第4号様式。以下「移転事前協議取下げ書」という。）を速やかに市長に提出しなければならない。

（事前協議の中止）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前協議を中止することができる。この場合において、市長は、座間市指定地域密着型サービス事業所の移転事前協議中止通知書（第5号様式）により、事前協議者に通知するものとする。

- (1) 事前協議者から移転事前協議取下げ書が提出されたとき。
- (2) 事前協議者からの移転協議内容に虚偽・法令等の違反が判明したとき。
- (3) 事前協議に際し、事前協議者が誠実に対応しないことにより、事前協議が終了に至らないとき。

（実施細目）

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

座間市指定地域密着型サービス事業所の移転事前協議書

年 月 日

(宛先) 座間市長

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名  
電話番号

座間市指定地域密着型サービス事業所の移転に関する要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて事前協議書を提出します。

事業所	フリガナ		事業所番号		
	名称				
	所在地	〒			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	担当者	職名		氏名	
電話番号			メールアドレス		
協議希望内容	移転の時期	年 月頃	移転先候補地の有無	有 無	
	移転先予定地住所				
	移転する理由				
	その他				
補助金活用状況	補助金活用状況（有の場合は（ ）に補助金名を記載すること。※）	有 無 （ ） （ ）			
	減価償却資産の耐用年数（残年数がある場合に記載すること。）	建物・物品名	減価償却資産の耐用年数		

※補助金の決定通知書の写しを添付すること。

第2号様式（第5条関係）

座間市指定地域密着型サービス事業所の移転事前協議済書

座 発第 号  
年 月 日

様

座間市長

貴法人の移転事前協議が終了しましたので、座間市指定地域密着型サービス事業所の移転に関する要綱第5条の規定により通知します。

別に定める指定継続条件を満たすように、移転手続を進めてください。

なお、関係法令等に違反する事実又は移転事前協議の内容と異なる事実が判明した場合には、本通知を取り消すことがあります。

法人名	
事業所名	
日常生活圏域	
事業所予定所在地	
サービスの種類	
開設予定日	
定員	
その他	
特記事項	

第3号様式（第6条関係）

座間市指定地域密着型サービス事業所の移転事前協議内容変更申出書

年 月 日

（宛先）座間市長

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名  
電話番号

次のとおり、 年 月 日付け座間市指定地域密着型サービス事業所の移転事前協議済書にて了承された協議内容の変更をしたいため、座間市指定地域密着型サービス事業所の移転に関する要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申し出ます。

事業所名	
事務担当者名	
事務担当者連絡先	
変更理由	
変更内容	

第4号様式（第7条関係）

座間市指定地域密着型サービス事業所の移転事前協議取下げ書

年 月 日

（宛先）座間市長

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名  
電話番号

次のとおり、座間市指定地域密着型サービス事業所の移転に関する要綱第7条の規定により、移転事前協議を取り下げます。

事業所名	
事務担当者名	
事務担当者連絡先	
取下げ理由	

第5号様式（第8条関係）

座間市指定地域密着型サービス事業所の移転事前協議中止通知書

座 発第 号  
年 月 日

様

座間市長

座間市指定地域密着型サービス事業所の移転に関する要綱第8条の規定により、移転事前協議を中止することを通知します。

法人名	
事業所名	
サービスの種類	
中止理由	